

商工新聞読者と会員増やして定期総会を迎えよう!!

名古屋北部民主ニュース

2018年5月14日(月)発行

No.279

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

警察官がアポなしで臨店 「風営法の許可とれ」と強要

役員が集金・配達しているカラオケスナックのAさんから、相談がありました。

4月10日夜8時、スナックや居酒屋が入居している5階建ビルに、私服の警察官3名が、アポなしでやってきて、「客にお酌をすることなど、風営法に抵触する」と許可の取得を一方的に求めてきました。

誓約書を書かされ、それを署名している場面も写真に撮られるという強引な進め方で、3ヶ月位後に、許可の取得等を確認すると言い残して、去って行きました。

当日は、そのビルで、営業していた、他の2軒の店にも訪問していたようです。

Aさんは、翌日、警察署を訪れ、許可の取得について、説明を聞きましたが、膨大で煩雑な書類で、専門家に依頼しなくては作成できず、多額の費用もかかり、頭を抱えていました。

そもそも、風営法は「善良

の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ことを目的にし、飲食店経営者などに許可や届け出をさせ、取り締まる法律です。

警察庁が定めている「接待」の判断基準では、「談笑・お酌等」「踊り等」「歌唱等」

で、特定少数の客と談笑やお酌をしたり、デュエットや拍手をするなども許可が必要とされ、許可なく、こうした「接待」をすれば、「2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または併科」という罰則が科され、実際に警察が立ち入り、経営者が逮捕されたり、重い罰金が科された事例が各地で起きています。しかし、健全なスナック・居酒屋やカラオケは、そもそ



中小企業法務プラス! ワンポイント

～ 事業の話④ 破産 ～

横浜市の振り袖販売・レンタル業者が、成人式を前に突然の営業停止を行ったことで、大ニュースになりました。現在は破産開始決定が出され、破産管財人が選任されて、債務総額約10億円、債権者数約1600人という大規模な破産手続が始まっているようです。着物。とりわけ晴れ着は高価ですので、親世代の貧困化・不況や、安いアウトレット商品の登場による業界への打撃は相当なものだったでしょう。成人式という大きなイベント直前の営業停止となってしまう詳しい事情はわかりませんが、このタイミングしかなかったのか、会社を畳むということの難しさを考えさせられます。

破産は、通常、「密行」的に準備を進めます。破産に踏み切るということは、債務を支払わないという宣言ですから、債権者に知られてしまうと、預金や売掛金の差押え等が行われるリスクがあります。そこで、密かに準備を進めていくのです。そして、売掛金の回収や仕掛かり工事の処理、事業の譲渡や資産の換価ができるか、裁判所に納める手数料を用意できるかなどをみながら、できるだけ経営者自身と関係者に与える打撃の少ないタイミングで申立てをしていくこととなります。

事業を畳もうかどうしようかと悩んだら、ぜひお早めにご相談ください。持ち直すこともありますし、可能な限りソフトランディングできるようお手伝いいたします。

2018年5月 弁護士 矢崎暁子(名古屋北法律事務所)

も風営法の対象外です。何より、「いかがわしい風俗営業と同じ扱いにされるのがいや」という経営者も多いです。

脅かす風営法の改正を求めています。Aさんの話を聞いた役員会でも、全商連発の風営法ビラや、行動や集会の内容も学び、Aさんはじめ、他の店にも署名や資料も届け、励まし合い、対策を考えていこうと取り組んでいます。

※参議院地方行政委員会の付帯決議

(1984年8月7日)

「立ち入りの行使はできるだけ避けることとし、…行政上の指導、監督、助長のための必要最小限のものに限定」

※全国中小業者団体連絡会省庁交渉

(2016年9月16日)

「行き過ぎた対応で基本的人権を侵害することのないよう(都道府県警を)指導したい」

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!